

福島県高等学校文化連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は、福島県高等学校文化連盟と称する。(略称 福島県高文連)
- 第2条 本連盟の事務局は、会長の所属する学校に置く。ただし、必要があれば、他に置くことができる。
- 第3条 本連盟は、学校教育の本旨に則り、県内における高等学校及び高等部を置く特別支援学校(以下「高等学校」という)の文化活動の健全な向上発展を図ることを目的とする。
- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 高等学校の文化活動に関する調査・研究
 - (2) 高等学校の文化活動に関する研修会、講習会及び鑑賞会等の開催と助成
 - (3) 福島県高等学校総合文化祭等の開催
 - (4) 全国高等学校総合文化祭等への派遣
 - (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

- 第5条 本連盟は、県内の高等学校をもって組織する。
- 第6条 本連盟に、専門部及び支部を置く。
- (1) 専門部は、別表のとおりとする。
 - (2) 支部は、県北・県南・会津・いわき・相双の5支部とする。

第3章 役 員

- 第7条 本連盟に、次の役員を置く。
- | | | | |
|----------|-------|----------|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (6) 副理事長 | 必要に応じ1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 | (7) 理 事 | 若干名 |
| (3) 評議員 | 加盟校1名 | (8) 幹 事 | 若干名 |
| (4) 理事長 | 1 名 | (9) 監 事 | 2 名 |
| (5) 事務局長 | 1 名 | (10) 顧 問 | 若干名 |
- 第8条 役員職務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、会務を統括し、本連盟を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 評議員は、本連盟の事業の審議にあたる。
 - (4) 理事長は、理事会を統括する。
 - (5) 事務局長は、事務局を統括する。
 - (6) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (7) 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
 - (8) 幹事は、会長の命を受け、事務局において本連盟の事務を処理する。
 - (9) 監事は、会計を監査する。
 - (10) 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 第9条 役員選出は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、総会において選出する。
 - (2) 副会長は、総会において選出し、会長が委嘱する。
 - (3) 評議員は、本連盟に加盟している高等学校の校長又は、教職員とする。
 - (4) 理事長は、理事会において選出する。
 - (5) 事務局長は、会長が委嘱する。
 - (6) 副理事長は、会長が委嘱する。
 - (7) 理事は、専門部会長、専門部委員長、支部長、支部理事長の職にある者及び私立高等学校を代表する者をもってあてる。
 - (8) 幹事は、会長が委嘱する。
 - (9) 監事は、総会において選出する。
 - (10) 顧問は、総会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 2 役員重任は妨げない。
- 第10条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、必要により補充することがある。ただし、補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 機 関

- 第11条 本連盟に、次の機関を置く。
(1) 総会 (2) 三役会 (3) 理事会 (4) 実務担当者会議
- 第12条 機関の構成員は、次のとおりとする。
(1) 総会は、第7条の役員を持って構成する。
(2) 三役会は、会長、副会長、幹事、監事、理事長、事務局長、(副理事長)をも
もって構成する。
(3) 理事会は、会長、副会長、幹事、監事、理事長、事務局長、(副理事長)、
理事をもって構成する。
(4) 実務担当者会議は、会長、副会長、幹事、監事、理事長、事務局長、(副理事
長) 専門部委員長、支部理事長をもって構成する。
- 第13条 各機関の会議は、会長が召集する。
(1) 各機関の会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立するものとし、委任
状はこれを認める。
(2) 議決は、出席者の過半数による。
- 2 総会は、次の事項を審議し、決定する。
ア. 役員の変更 イ. 規約の改廃
ウ. 専門部の設置・改廃 エ. 事業計画の承認
オ. 予算・決算の承認 カ. その他必要な事項
- 3 三役会は、次の事項を審議し、決定する。
ア. 理事会に付議すべき事項
イ. 総会から委任された事項
ウ. 総会の議決した事項の執行に関する事項
エ. その他三役会が必要と認める事項
- 4 理事会は、総会の議案を作成し、本連盟の運営、執行に関する事項を審議し
決定する。
- 5 実務担当者会議は、本連盟の運営、執行に関する実務的問題について審議し決定
する。
- 第14条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。
(1) 原則として、理事長所属校に事務局を置く。
(2) 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
(3) 事務局長及び職員は、会長が任免する。

第5章 会 計

- 第15条 本連盟の経費は、会費、入会金、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第16条 会費は、次のとおりとする。
- | | | |
|--------------------|-----------|------|
| (1) 全日制の課程 | 生徒1名につき年額 | 560円 |
| (2) 定時制・通信制・単位制の課程 | 生徒1名につき年額 | 200円 |
| (3) 特別支援学校 | 生徒1名につき年額 | 280円 |
- 2 入会金は、次のとおりとする。
- | | | |
|--------------------|---------|------|
| (1) 全日制の課程 | 生徒1名につき | 300円 |
| (2) 定時制・通信制・単位制の課程 | 生徒1名につき | 100円 |
| (3) 特別支援学校 | 生徒1名につき | 100円 |
- 第17条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 2 本連盟の会計は、別に定める福島県高等学校文化連盟会計規定による。

附 則

- この規約は、昭和62年6月17日から施行する。
- 平成3年3月11日 1部改正、4月1日から施行する。
- 平成8年2月7日 1部改正、4月1日から施行する。
- 平成17年5月11日 1部改正、平成18年4月1日から施行する。
- 平成20年5月13日 1部改正、平成20年5月13日から施行する。
- 平成24年2月14日 1部改正、平成24年4月1日から施行する。
- 平成25年5月15日 1部改正、平成25年5月15日から施行する。
- 平成26年5月23日 1部改正、平成26年5月23日から施行する。
- 平成29年5月12日 1部改正、平成30年4月1日から施行する。